



株式会社ダイナムジャパンホールディングス

DYNAM JAPAN HOLDINGS Co., Ltd.

(日本で設立された有限責任会社)

(証券コード:06889)

臨時株主総会(2016年1月20日開催)委任状

(注1)(住所または主たる事務所) _____
に住所または主たる事務所を有する(注1)、(氏名または名称) _____
は、株式会社ダイナムジャパンホールディングス(以下「当社」という)の株式(注2) _____ 株を保有
しております。当方は、当社臨時株主総会(以下「臨時総会」という)の議長または(注3)(住所または主たる事務
所) _____ に住所または主たる事務所を有する(注3)
(氏名または名称) _____ を代理人として選任し、当方の代理人と
して以下を行うことを委任します。

代理人は、2016年1月20日午後2時(日本時間)に日本国東京都荒川区西日暮里2-27-5で開催される臨時総
会に出席して、下記の議案について下記に記載のとおり議決権を行使します。

記

決議事項(注4)		賛成(注5)	反対(注5)	棄権(注5)
議案	自己株式取得の包括授權の件			

年 月 日

署名(注6) _____

- 注1 楷書で株主の住所または主たる事務所および氏名または名称を記入するものとします。
- 注2 代理人に議決権の代理行使を認める保有株式数を記入してください。当社株主名簿に記載されている保有株式数の一部のみを記入した場合は、その他の株式について議決権の行使を棄権したものとみなされるものとします。数字が記入されていない場合は、保有する議決権すべてを代理人が行使できるとみなされます。ただし、2015年12月28日付け臨時株主総会招集通知(以下「臨時総会招集通知」といいます)5.その他の注意事項(3)に記載いたしましたとおり、議決権を不統一行使される場合には、臨時総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社に提出いただくことになっております。したがって、当該議決権の不統一行使に関する書面を提出されていない株主の皆様につきましては、他人のために当社株式を有している株主である場合を除き、当該議決権の行使が認められませんのでご注意ください。
- 注3 楷書で代理人の住所または主たる事務所および氏名または名称を記入するものとします。空欄になっている場合、議長が代理人になるものとします。
- 注4 本書で記載した決議事項は要約にすぎません。全文は臨時総会招集通知に記載してあります。
- 注5 議案に賛成する場合は「賛成」欄にチェックマークを入れてください。議案に反対する場合は「反対」欄にチェックマークを入れてください。議案を棄権する場合は「棄権」欄にチェックマークを入れてください。いずれの欄にもチェックマークを入れない場合または複数の欄にチェックマークを入れた場合は、代理人に賛成、反対または棄権の選択権限が与えられたとみなされるものとします。また、臨時総会招集通知に記載の議案以外に臨時総会に適法に提案された議案についても同様とします。
- 注6 株主ご本人(株主が法人の場合にはその代表者本人)が事前に登録された署名をしてください。
- 注7 株式の共同保有の場合は、議決権を行使する者として予め当社に通知されている者の署名で十分ですが、共同保有者全員の住所または主たる事務所および氏名または名称を記入してください。
- 注8 代理人は、上記注1から注7にしたがって記入および署名された委任状を開催日に臨時総会の受付に提出してください。株主が代理人の氏名または名称および住所または主たる事務所を空欄のまま委任状を作成した場合は、株主は当該委任状を臨時総会開催の日時までに同開催場所に到達するよう郵送するか、または臨時総会開催の48時間前までに当社の株主名簿管理人であるコンピュータシェア・香港・インベスター・サービス・リミテッド(Computershare Hong Kong Investors Services Limited)(所在地:17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong)に提出してください。
- 注9 代理人は当社の株主である必要がありません。
- 注10 株主が、記入・署名した委任状を提出した後においても、ご希望があれば、株主ご本人が臨時総会に出席し、決議に参加することができます。ただし、提出した委任状は撤回したものとみなされます。